

報告：第29回 DPI 日本会議全国集会 in 神戸

副会長 八幡 孝雄

6月15日(土)、16日(日)、第29回DPI日本会議全国集会 in 神戸が「当事者の声を反映させた差別禁止法を作ろう～全国で条例づくりも展開しよう」をメインテーマに、兵庫県の神戸市勤労会館を会場に開催された。全国から障害の枠を超え約500名の当事者が参加、また韓国、ブラジルからも当事者が来日し、分科会発表や活動報告があった。

障害があっても無くても分け隔てのない社会づくりに繋がる「障害者差別解消法案」が衆議院を通過し、参議院の審議が6月18日に予定されていたので、何としても法案を成立させようという熱気に満ちた大会であった。

1日目は「DPI 日本会議 2013 年度総会」の後、ブラジルにて DPI 日本会議も協力して進めてきた聾者によるエイズ予防の「たんぽぽプロジェクト」の活動報告をブラジルから来日した当事者が笑いを誘うパントマイムによる寸劇を見せ、手話で説明した。



ブラジルから来日した当事者の手話によるプロジェクト説明

2日目は、日本版差別禁止法の実現に向けて「差別解消法案」の法案説明を内閣府障害者制度改革担当室長の東氏にして頂いた後、政党シンポジウム「差別のない共生社会の実現に向けて」を自民党、公明党、民主党の国会議員に出席頂いて行い、各党とも差別解消法案は今国会で必ず成立することを約束すると宣言。また一日目の総会での緊急動議を受けて



2013 年次総会

作成した「障害者差別解消法の今国会成立を求める緊急アピール」を500名の総意として採択。

午後は◆分科会 (1) 地域生活 (2) 交通・まちづくり (3) 権利擁護 (4) 教育 (5) 雇用・就労、◆特別分科会 (1) 生命倫理・優生思想 (2) 生活保護、にて「現状報告」「誰も差別されず排除される事のない共生社会を作り上げていくために、何をなすべきか」が話し合われた。

差別解消法は6月19日に参議院にて成立し、平成28年(2016年)施行、施行後3年の見直しが決まっている。内容については、差別の定義が無い、合理的配慮が民間業者は努力義務、紛争解決の第三者機関が必要等、不満の残る法律ではあるが法案成立は喜ばしい。法律を育てるのは当事者であり、三年後の見直しに向けたガイドライン作り等に意見を届け、少しずつでも法律を良くしていかねばならない。

特別分科会で取り上げられた「尊厳死」「優生思想(出生前診断)」のような「障害を持って生きること、医療や介助を受けながら生きること」の意味を問われる問題も含め、為政者の本音がどこにあるかを見極めながら、「多様性が尊重され、必要な支援が受けられる仕組みのあり方」を当事者として提案し、安心して生活できる社会を仲間と共に求めていきたい。